

## 川崎市救急搬送困難事案受入病院設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、平成21年10月30日の改正消防法の施行により「神奈川県傷病者の搬送及び受入れの実施基準」が示されたことにより、救急患者の受入医療機関の選定困難事案発生を抑制するための受入医療機関確保体制の整備が求められていることなどの課題解決のため、救急患者（三次救急を除く）を24時間365日、円滑に受入れる機能を備えた医療施設（以下、「救急搬送困難事案受入病院」という。）を整備し、その改善を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の用語の定義は、当該各項目の定めるところによるものとする。

- (1) 医療法 医療法(昭和23年法律第205号)をいう。
- (2) 地域医療審議会 川崎市地域医療審議会条例(昭和51年川崎市条例第12号)第1条に規定する川崎市地域医療審議会をいう。
- (3) 指定病院 この要綱に基づき、救急搬送困難事案受入病院の指定を受けた医療機関をいう。

### (施設基準)

第3条 救急搬送困難事案受入病院は、次の施設基準に適合するものとする。

- (1) 医療法第1条の5第1項に規定する病院であること。
- (2) 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生労働省令第8号）第2条第1項の規定により、救急病院として神奈川県知事から告示されていること。
- (3) 必要な医療従事者と設備を確保し、通年にわたって、救急医療の領域における初期診療を受入れる体制が確保されていること。

ただし、原則として次の患者についてはこの限りではない。

ア 小児科、小児外科、産科、又は症状が精神科疾患のみで、他の身体症状を伴わないもの。

イ 三次救急適応患者

ウ その他特に市長が認めるもの。

(指定病院の選定)

第4条 市長は、指定病院を公募により選定するものとする。

(指定期間)

第5条 指定病院は、指定を受けた日から5年毎に更新の手続を行うものとする。

2 指定病院は、毎年、本市救急隊により搬送された患者数の前年度の受入れ実績について、市長に報告しなければならない。

3 市長は、前項の受入れ実績が事業計画の値を下回った場合は、あらかじめ地域医療審議会の意見を受けて、指定を取り消すことができる。また、指定病院が、施設基準の要件に適合しなくなった場合は、地域医療審議会の意見を受けて適切な運営について指導を行うものとするが、要件に適合しないと認められる場合は、指定病院を取り消すものとする。

(指定病院の増床)

第6条 市長は、指定病院がこの要綱に定める施設基準に基づき、救急医療を実施するため病床数の増床を必要とする場合は、地域医療審議会の意見を受けて承認することができる。

(委任)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。